（案）

基本政策調査会の設置について

令和８年 11 月 27 日
中央防災会議決定

（設置）

第１　災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第４条第１項に基づき、同項に定める専門調査会として基本政策調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２　調査会は、防災政策に関する基本的な事項の調査を行う。

（事務局）

第３　調査会の庶務は、防災庁に置かれる統括官が処理する。

附　則

１　この規程は、中央防災会議決定の日から施行する。

２　「防災対策実行会議」の設置について（平成 25 年 3 月 26 日中央防災会議決定）及び同会議の下に置かれるワーキンググループは、廃止する。